

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 別	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	74,805	74,805	
機構運営費交付金	43,073	43,073	
事業運営費交付金	31,733	31,733	
その他の収入	113	77	宿舍収入の減等による。
計	74,918	74,883	
支出			
業務経費	52,985	34,629	
保険事業経費	15,511	12,351	入札の実施による調達コストの低減等による。
オンラインシステム経費	4,061	3,950	消耗品費等を計画より削減したことによる。
年金相談等経費	12,161	7,956	ねんきん定期便事業の一部について平成21年12月以前に既に執行されたことに伴う業務量の見直しや入札の実施による調達コストの低減等による
年金記録問題対策経費	21,252	10,373	年金受給者への標準報酬月額のお知らせの平成21年度送付数の減やオンライン記録と紙台帳の記録との突合せ事業の翌年度事業開始等に伴う業務量の見直しによる。
一般管理費	21,934	20,069	職員欠員等による人件費の減等による。
計	74,918	54,698	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

機構においては、中期目標期間の最後の事業年度において、平成22年度予算を基準年度として、一般管理費（人件費を除く）について、12%程度、業務経費（年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く）については4%程度削減する目標を掲げており、次年度以降に具体的に取り組むこととしています。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

機構の経常収益は748億93百万円、その内訳は、機構運営費交付金収益（国庫財源）430億52百万円（収益の57%）、事業運営費交付金収益（保険料財源）317億33百万円（収益の42%）となっております。これを事業別に区分すると、保険事業では事業運営費交付金収益155億11百万円、オンラインシステム事業では事業運営費交付金収益40億61百万円、年金相談等事業では事業運営費交付金収益121億61百万円、年金記録問題対策事業では、機構運営費交付金収益212億49百万円となっております。

(2) 事業の種類と内容等

ア 保険事業

保険事業は、国民の皆様の国民年金及び厚生年金保険への加入、加入に伴う保険料の徴収、老齢・障害・遺族年金の給付等を行っています。事業の財源は、事業費については事業運営費交付金収益155億11百万円で、事業に要した費用は123億51百万円となっており、その差額は31億60百万円で、入札の実施による調達コストの低減が図られたこと等によるものです。

イ 社会保険オンラインシステム事業

社会保険オンラインシステム事業は、国民年金及び厚生年金保険の的確な年金給付等を行うため、記録管理・基礎年金番号管理システム、年金給付システムの維持管理等を行っています。事業の財源は、事業費については事業運営費交付金収益40億61百万円で、事業に要した費用は39億78百万円となっており、その差額は83百万円で、消耗品等を計画より削減したことによるものです。

ウ 年金相談等対策事業

年金相談等対策事業は、年金事務所等での来訪相談やコールセンターでの年金電話相談等を行うとともに、ねんきん定期便等の事業を行っています。事業の財源は、事業費については事業運営費交付金収益121億61百万円で、事業に要した費用は79億56百万円となっています。その差額は42億5百万円で、ねんきん定期便事業の一部が平成21年12月以前に既に執行されたことなどによる業務量の見直しや入札の実施による調達コストの低減が図られたこと等によるものです。

エ 年金記録問題対策事業

年金記録問題対策事業は、国民の皆様の年金加入記録を適正な状態に回復するため、記録の調査等を行っています。事業の財源は、事業費については機構運営費交付金収益212億49百万円で、事業に要した費用は90億83百万円となっており、その差額は121億66百万円で、年金受給者への標準報酬月額のお知らせの21年度発送件数を見直したことやオンライン記録と紙台帳の記録との突合わせ事業を翌年度から実施することとしたことなどによる業務量の削減等によるものです。

6. 年度計画に対する取組状況の概要

(1) 年金記録問題への対応

年金記録問題の解決に向けた取組については、機構の最重要課題として取り組みました。

まず、基礎年金番号に統合されていない記録（以下「未統合記録」という。）の解明・統合については、国民の皆様にお送りした「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」等に関し、ご本人から申出のあった記録の調査等を進めました。その結果、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、「既に統合済みの記録」は、平成19年12月時点の310万件から平成22年3月時点においては1,403万件に増加し、「統合済みの記録」「一定の解明がなされた記録」「解明作業が進展中の記録」を除いた「今後、更に解明を進める記録」は、平成19年12月時点の2,445万件から平成22年3月時点においては995万件まで減少しました。

コンピュータ上で管理されている年金記録を正確なものとするため、紙台帳等で管理されていた記録の内容とコンピュータ記録との突合せを行う

こととし、そのために必要となる紙台帳検索システム（年金記録情報総合管理・照合システム）の構築に向け、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、機器の整備等を進めました。

年金額の再計算等の迅速な処理を行うため、事務処理体制の強化を図りました。その結果、平成22年3月末時点で、再裁定の処理期間については2.3か月、時効特例給付の処理期間については2.9か月となっています。

また、この取組を計画的に進めるため、ねんきん特別便やねんきん定期便の処理、年金額の再計算に要する期間の短縮等に係る具体的な目標を盛り込んだ「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」を取りまとめ、平成22年3月29日に公表しました。

（2）国民年金、厚生年金保険等の適用・徴収、年金給付・相談の取組状況

（ア）国民年金の適用促進、保険料納付率の向上

国民年金の適用（加入手続き）の促進については、住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した全ての20歳到達者について、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付し、第1号被保険者としての資格取得等の手続きを行いました。

また、国民年金保険料の収納については、①国民年金保険料の未納期間（現年度のみ）を有する者に対し、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を送付し、納付督促を実施②保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさない未納者に対し、強制徴収による厳格な対応を実施（平成21年度最終催告状送付件数17,131件、督促状送付件数10,061件、差押件数3,092件）③資格取得時における口座振替勧奨、ダイレクトメールによる勧奨（平成21年度口座振替勧奨DM送付件数133万件）等による口座振替の推進④市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨の実施、に重点的に取り組みました。

また、納めやすい環境づくりとして、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。（平成21年度のコンビニエンスストアでの納付1,107万件、インターネットや携帯電話等の電子納付42万件、クレジットカードによる納付78万件）

（注）平成22年3月分の国民年金保険料の納期限は、同年4月末日とな

っており、平成21年度の国民年金保険料の納付率については、集計作業中です。

(イ) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の適用促進、徴収対策の推進

未適用事業所等の把握及び適用（加入手続き）の促進については、旧社会保険庁における取組を継続し、①民間委託による適用勧奨②機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等を実施しました。

これらの取組による実績については、適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数は平成21年度において3,139事業所（平成20年度3,381事業所）など、概ね前年度と同程度の水準となっていますが、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準」を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要する状況となっています。なお、平成22年3月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっています。

保険料の徴収対策の推進については、納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進や納付期限内納入の励行指導に努めましたが、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は前年度の実績を下回りました。

滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、口座振替不能となった事業所に対して電話による納付督促を実施、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については臨場し納付督促を実施するなど確実な徴収と滞納防止に努めました。また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、金融機関に預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めました。

しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率についても、平成21年度においては98.0%となり、平成20年度実績98.4%を下回ることとなりました。

(ウ) 迅速かつ正確な年金給付の実施

年金請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者に届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速な決定、年金のお支払いに取り組んでいます。